

## 第 3 6 5 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年11月28日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成30年12月～令和元年10月の非常口から排出された、地下水等の全水量及びその排出方法と市への下水道使用料等が分かる文書

排出時の水質検査の有無とその方法及び検査結果が分かる文書

- 2 同年12月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、「中央新幹線名城非常口新設工事にかかる、1.平成30年12月～令和元年10月分に下水道施設へ排水した水量、方法、及びその下水道使用料等が分かる文書（以下「本件行政文書」という。）、2.下水道施設へ排出する場合の水質検査の有無、方法、結果が分かる文書」を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和 2年 1月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。
  - (1) 本件行政文書に記載された法人情報は、法人の内部管理に関する情報（下水道使用者、下水道使用量及び下水道使用料）であって、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。
  - (2) また、法人が有する技術上のノウハウに関する情報（排水にかかる施工方法等）であって、公にすることにより、法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 下水道使用量及び下水道使用料（以下「本件情報」という。）は、使用者である法人（以下「本件法人」という。）の財務状況に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営に支障をきたすものと考えられる。

(2) 中央新幹線名城非常口新設工事（以下「本件工事」という。）において、平成30年12月から令和元年10月の間、下水道管に流入した工事用排水については、本件法人より流量及び水質の報告を受けており、当該排水の流入によって下水道施設や下水道行政への特段の影響を及ぼした事実はない。

また、本件工事で実施された工法（以下「本件工法」という。）は、揚水を元の地層に戻すことで周辺地盤への影響を抑える一般的な工法である。

本件工事における湧水、排水による周辺環境への影響は認められず、公にする必要があるとは認められない。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件行政文書について本件情報を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件工事の湧水は、掘削作業中の異常事態であり、この事態が市の水道行政へ与えた影響を明らかにすることは、法人の事業運営への支障に勝る公的責務である。

(2) 本件法人が説明している具体策とその実情を知るためにも、当該期間の本件情報の実態を知ることは不可欠である。

(3) 平成30年12月から令和元年10月という10か月の長期間、本件工事が中断していたことは事実である。しかも、当該工事での湧水は、本件法人から公表されることはなく、新聞報道で知ることとなった。当該工事の再開時も同様であり、当該法人が極めて公開性の欠如、秘密主義が強い企業であることを表している。

(4) 本件工事の湧水は、工事進行上の支障として、スケジュールの大幅な遅

れとなっていることは明らかである。

- (5) 今回出水した地下水は、水循環基本法（平成26年法律第16号）にあるように市民生活の重要な水資源の一環として尊重されることが謳われている。そのためにも、事業者は、適正な利用と健全な水循環への配慮が義務付けられている。

名古屋市は、水循環基本法を先取りした政策を行っており、今回のように、事業者から下水道の排出量の報告を受けるだけで、それを非公開として済ませる問題ではない。

- (6) 下水道法（昭和33年法律第79号）は、管理者は、下水量を台帳に記載し、それを必要に応じ閲覧に供すると記している。また、名古屋市下水道条例（昭和22年条例第35号）においても、管理者は積極的に事業者に適正な対策を求め、事業者はそれに従うように記している。

このように、市の管理者は、事業者に対し、積極的に下水道行政を指導する立場にあるはずである。

- (7) 本件工法が、リチャージウェル工法を意味するならば、必ずしも時間的、経済的面からも、幅広く行われている一般的工法とは言えない。

当該工法について、具体的文書、データの公開請求に対し、市当局は資料を開示したが、これでリチャージできたのかを知るには、極めて不十分な図面である。今回のように、下水量も還元水量も不明では、工事が適正に行われたか疑問だとの見解である。

- (8) 本件工事の湧水の原因は、本件法人の説明では納得いくものではない。その対応措置としての地下水還元も、どの程度果たされたのか疑問である。

今後の安全な工事のためにも、地下水流動調査や地質調査を十分に行い、その結果を公表する必要がある。

- (9) 財政投融资を受ける準公共的事業者に対し、今後の工事安全の確保ばかりか、地下水を保全する責務からも適正な助言をし、今回の下水道量を始めとした出水データが公開されることは、事業者の私益に勝ることを認識させるべきである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 本件行政文書について

### (1) 本件工事について

リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋市中区三の丸二丁目に非常口を新設するために、本件法人が行っている工事である。平成28年11月に着工し、令和 4年 7月に完成を予定している。

本件工事において、地下の掘削を進める中で、平成30年12月に湧水を確認し、掘削を一時中断しており、その後、令和元年11月末に工事が再開されている。

### (2) 工事用排水を下水道に排出する場合について

実施機関は、「工事用排水を下水道に排出する場合の事務取扱いについて」（以下「本件事務取扱い」という。）を定め、工事用排水を下水道に排出する事業者に対し、当該事業者が行うべき手続や、実施機関に提出すべき文書について規定している。

### (3) 本件行政文書について

本件行政文書には、次のものが含まれている。

#### ア 使用水量及び下水道料金

利用者毎の下水道使用量及び下水道使用料を管理しているデータから、本件公開請求の対象となるデータを抽出したものである。

当該文書には、期間及び本件情報が記載されている。

#### イ 排水量報告書

本件事務取扱い第 7条に規定された文書であり、工事用排水を下水道へ排出する者が、工事用排水を下水道に排出している間、測定した排出量を記録するものである。

本件行政文書においては、本件工事の実施にあたり、本件法人が実施機関に対して提出したもので、本件法人の住所、名称、使用責任者、連絡先、工事の場所及び件名、排水水質並びに本件情報が記載されている。

#### ウ 下水道施設一時使用届出書

本件事務取扱い第 3条第 1項に規定された文書であり、工事中排水を下水道に排出しようとする者が、当該工事中排水の排出方法に関し、実施機関と行った協議の結果を記載するものである。

本件行政文書においては、本件工事の実施にあたり、本件法人が実施機関に対して提出したもので、本件法人の住所、名称、連絡先、工事の場所及び件名、使用期間、排出先、排水種別、排水ポンプ、推定排出量、排水方法並びに施工概要等が記載されている。

#### エ 下水道施設一時使用変更届出書

本件事務取扱い第 3条第 4項に規定された文書であり、上記ウの下水道施設一時使用届出書の内容を変更する者が、当該変更の内容を記載するものである。

本件行政文書においては、本件工事の実施にあたり、本件法人の住所、名称、使用期間、排水ポンプ、推定排水量、排水方法及び施工概要等が記載されている。

#### 4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、上記 3(3) のとおり、本件法人が本件工事にあたり作成した文書であり、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件情報のうち、下水道使用料は、本件法人が本件工事において支出した費用であり、上記第 3の 2(1) で実施機関が主張するとおり、当該法人の財務状況に関する情報であると認められる。

イ また、実施機関のウェブサイトにおいて、下水道使用料金表が公開されており、本件情報のうち、下水道使用量のみを公にした場合であっても、当該料金表を用いて下水道使用料を算出することが可能である。

ウ したがって、本件情報はいずれも、法人が事業活動を行う上での内部

管理に関する情報であり、公にすることにより、法人等の事業運営に支障をきたすと認められる。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 2月17日	諮問書の受理
3月25日	弁明書の写しの受理
4月17日	反論意見書の受理
令和 4年 4月22日 (第33回第 3小委員会)	調査審議
6月 3日 (第34回第 3小委員会)	調査審議
7月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人